

リブランディング支援事業
申請要領・ご質問(Q & A)

霧島市商工観光部 商工振興課

【応募期間】

6月9日(金)~7月31日(月)

1 霧島市リブランディング支援事業について

市内企業等による持続的な経営に向けた取組を支援し、自社ブランドの構築及び再構築への取組みを支援するため、デザインの制作に係る経費の一部を助成します。

2 対象者

会社法（平成17年法律第86号）第911条第3項第3号に規定する本店若しくは支店の所在場所が市内にある法人又は市内に事業所を有し、かつ、住所を有する個人事業主をいいます。

3 応募資格

上記対象者のうち、以下の(1)～(5)全てを満たすもの。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 国、県等の公的機関から、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」といいます。）に対する助成を受けていないこと。
- (3) 中小企業庁が実施する「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」の受託者（鹿児島県よろず支援拠点）と市が連携開催するセミナー及び個別相談を受講すること。
- (4) 本事業を活用した事例を掲載した事例集を作成することを目的に、本事業で作成したデザインを活用することに同意していること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

※ 補助金の交付は、補助対象者ごとに1回限りとします。

※ セミナーは8月21日(月)13:30～18:00に開催します。

※ 個別相談会は毎月水曜日に実施しています。

補助対象にならない者	<ol style="list-style-type: none">(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者(2) 営業を行う日が週5日未満である者(3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき営業を行う者(4) 特定の宗教活動又は政治活動を目的としている者(5) 暴力団関係法人等である者(6) 市長が別に指定する期日までに補助事業を完了することができない者
------------	---

4 補助対象事業

- (1) ロゴデザインの制作及び当該デザインを用いた製品の製作
 - ・ショップカード ・案内チラシ ・パンフレット ・メニュー表
 - ・ノボリ旗 ・ポスター ・懸垂幕 ・ショップバッグ ・看板 など
- (2) 商品のパッケージデザインの制作

- ※ デザインの制作費が補助対象であり、印刷製本費や備品購入費は補助対象となりません。
- ※ 令和6年2月末日までに製品を製作し、支払いが完了したデザインの製作費が補助対象となります。
- ※ 経費の執行にあたっては、見積書、納品書及び領収書等の事業の遂行に係る経費であることが確認できる書類を整備し、5年間保存しなければなりません。
- ※ 本事業を通して制作されたデザインの成果物は、事業者に帰属するものとします。

5 補助対象経費

デザインの制作費

対象区分	補助率	補助上限額
1 個人事業主又は会社法第2条第1項に規定する会社	10/10以内	10万円
2 1のうち創業後2年未満の者		15万円

- ※ 2における創業後からの期間は、当該年度の4月1日を基準日とする。
- ※ 創業予定者については、当該年度末までに創業する者も含む。
- ※ 自社ブランドを自らがデザインする場合は対象となりません。

6 応募期間

令和5年6月9日(金)～7月31日(月) ※必着

7 事業実施期間

補助金交付決定日～令和6年2月末日

8 応募方法

- (1) 以下の応募書類を応募期間内に霧島市商工振興課に提出してください。
 - ① 霧島市リブランディング支援事業補助金応募申請書【第1号様式】
 - ② 経営計画及び事業計画書【第2号様式】
 - ③ 履歴事項全部証明書又は開業届出書控え等の写し
 - ④ 市税の滞納のない証明書
- (2) 経営計画及び事業計画書【第2号様式】で使用されている専門用語のうち、特に必要と思われるものについては簡単な解説も添付してください。
- (3) 申請内容の確認や補正の依頼をすることがありますので、提出書類の写しを必ず保管しておいてください。

9 選考

外部の審査に付した上で採択者の選考を行います。

- (1) 選考件数
約15件程度
- (2) 審査基準
補助金の採否については、事業計画書【第2号様式】を審査対象として、事業の有効性などの観点から加点審査を行い、総合的な評価が高い者から順に採択を行います。
- (3) 採択
選考結果については、応募者全員に対して、8月上旬に文書による採択結果の通知を行います。※採択審査結果の内容についての問い合わせには応じません。
- (4) 採択後
経費の内容が分かる見積書を添付し、交付申請書【第4号様式】を提出してください。

※ 見積書は数社のデザイナーから徴収することとし、9月末迄に提出してください。

10 デザイナーの公募について

本事業に参画されるデザイナーを公募します。詳細につきましては、「きりしまデザイナーズ・リスト」募集要項を参照ください。

1.1 給付までの流れ

事業者	備考
応募申請書類の提出(～7月31日)	※必着
↓	
内容審査・採否通知(8月上旬)	
↓	
リブランディングセミナー	8月21日(月)13:30～18:00
↓	
補助金交付申請書	見積書の写しを添付(9月末まで)
↓	
補助金交付決定通知の送付	
↓	
デザイン発注 → 納品	※製品化を行うこと
↓	
実績報告書提出(2月末迄)	領収書の写し・製品の写真を添付
↓	
確定決定通知書の送付	
↓	
請求書の提出→補助金交付	※指定口座へお振込みします。

※デザイナーへの発注は補助金交付決定後でなければ、補助金対象となりません。

1.2 問い合わせ先

霧島市商工観光部 商工振興課

電話：0995-64-0912

FAX：0995-64-0958

メール：shou-seisaku@city-kirishima.jp

URL：<https://www.city-kirishima.jp>

受付時間：土日・祝日・年末年始を除く午前8時15分～午後5時

※様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

よくあるご質問（Q & A）

Q 店舗はありませんが事業は行っています。対象になりますか。

A 店舗のない事業の場合、申請日において現に市内で事業を営んでおり、同日において霧島市に住民登録している必要があります。

Q 霧島市外に本社があり、事業所（店舗）が霧島市にある場合は対象になりますか。

A 事業所が霧島市にあり、法人市民税を納付している場合には対象になりますが、納付していない場合には対象になりません。

Q 事業所（店舗）は霧島市内ですが、市外に住んでいます。対象になりますか。

A 要件を満たせば対象となります。

Q 個人事業主で、事業所（店舗）は霧島市以外ですが、霧島市に住んでいます。対象になりますか。

A 霧島市内で事業を営んでいるかを基準としますので、市外に事業所（店舗）を有する場合は対象とはなりません。

Q 創業予定ですが対象になりますか。

A 年度末までに創業する者も対象となります。

Q 都合が悪くセミナーを受けられない場合、対象となりますか。

A セミナー受講は応募資格の条件となりますので、遅刻、欠席、途中退出等をされた場合は対象となりません。

Q 市税にはどのようなものがありますか。

A 個人市民税や法人市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税などです。

Q 申請書等をダウンロードできない（又はその環境がない）が、どうすればいいですか

A 霧島市役所商工振興課（別館2階）、隼人市民サービスセンター、溝辺総合支所、横川総合支所、牧園総合支所、霧島総合支所、福山総合支所、福山市民サービスセンター、市民サービスセンター（コアよか）に申請書類一式を準備しています。

Q ロゴデザインのための作成でも対象となりますか。

A ロゴデザインの制作及び当該デザインを用いた製品の製作が対象となりますので、ロゴデザインのための制作は補助対象となりません。

Q チラシのリニューアルのみでも対象となりますか。

A ロゴデザインの制作及び当該デザインを用いた製品の製作が対象となりますので、チラシのリニューアルのための制作は補助対象となりません。

Q チラシの印刷に係る経費も対象となりますか。

A デザインの制作費が補助対象であり、印刷製本費は補助対象となりません。

Q WEB デザインも対象となりますか。

A ロゴデザイン及び当該デザインを用いた製品の製作が対象であり、WEB デザインは対象となりません。

Q 霧島市からこの助成金に関する手続きの一環と称して、現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振込を求める旨の電話がありました。どうすればいいですか。

A 一般的な助成事業において、国（省庁）や自治体（市町村）が申請者に対して前納を求めたり、ATM を利用した手続などを求めることはありません。

「怪しいな？」と思ったら、最寄りの警察署か、消費者ホットライン（188）へご相談ください。